

商品概要説明書
JAマイカーローン（インターネット専用）

当商品のご利用条件（以下の①～③のいずれかに該当されたお客様）

- ① JAカードを契約中または新たに契約申込される方
- ② JAに給与振込を指定されている方、または新たに契約申込される方
- ③ JAに公共料金の口座振替を指定されている方、または新たに指定される方

【ご留意いただきたいこと】

- ・ インターネットでのお申し込みは仮審査となります。正式なローンのお申し込みは JA の窓口にご来店いただく必要があります。

商品名	JAマイカーローン（インターネット専用）
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ○ JAの管轄する地区内にお住まいの方。 ○ お借入時の年齢が 20 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の満年齢が 80 歳未満の方。 ○ 前年度税込年収が 150 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。 ○ 原則として勤続（または営業）年数が 1 年以上の方。 ○ 生活の本拠が定まっている方（農業者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。）。 ○ 熊本県農業信用基金協会の保証が受けられる方。 ○ その他 JAが定める条件を満たしている方。
資金の用途	<ul style="list-style-type: none"> ○ ご本人または同居のご家族が必要とされる次のご資金が対象です。ただし、営業用自動車は除きます。 ① 自動車・バイク（ともに中古車を含む）のご購入資金またご購入に付帯する諸費用 ② 自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金 ③ 運転免許の取得のためのご資金 ④ カー用品（カーナビ等）のご購入資金 ⑤ 車庫建設のためのご資金（建設費が 100 万円以内のものとして。）。
お借入金額	○ 10 万円以上 1,000 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
お借入期間	○ 6 か月以上 10 年以内とします。
お借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ○ 【固定金利型】 当初のお借入利率を、完済時まで適用いたします。 ○ 金利は JAの店頭に掲示します。詳細については、JAの融資窓口へお問い合わせください。
ご返済方法	○ 元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、年 2 回返済方式（専業農業者の方に限ります。）、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%以内、10 万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。

	ます。												
担保	○不要です。												
保証人	○J Aが指定する保証機関（熊本県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。												
保証料	<p>○一括払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。</p> <p>【お借入額 100 万円あたりの一括支払保証料（概算） 准組合員保証料率：年 0.80%（貸付利率年 2.1%毎月返済）（例）】</p> <table border="1" data-bbox="454 716 1465 817"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>1 年</td> <td>3 年</td> <td>5 年</td> <td>7 年</td> <td>10 年</td> </tr> <tr> <td>保証料（円）</td> <td>4,025</td> <td>12,126</td> <td>20,339</td> <td>28,659</td> <td>41,356</td> </tr> </table>	お借入期間	1 年	3 年	5 年	7 年	10 年	保証料（円）	4,025	12,126	20,339	28,659	41,356
お借入期間	1 年	3 年	5 年	7 年	10 年								
保証料（円）	4,025	12,126	20,339	28,659	41,356								
手数料	<p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む）が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全額繰上返済の場合…0 円 ・一部繰上返済の場合…0 円 <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は手数料(0 円～5,400 円（消費税込み））が必要となることがあります。</p>												
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、J A本支所（店）にお申し出ください。J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、熊本県農業協同組合中央会が設置・運営する熊本県 J Aバンク相談所（電話：0120-421-080）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 J Aまたは熊本県 J Aバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>○熊本県弁護士会 （紛争解決センター） 電話：096-325-0913</p>												
その他	<p>○お借入に際しては、組合員となるための出資金が必要となります。</p> <p>○お申込みに際しては、J Aおよび J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、お取引いただく J Aの融資窓口までお問い合わせください。</p>												

ご用意 いただく書類	<ul style="list-style-type: none">○ご本人であることを証明する書類（運転免許証または健康保険被保険者証等）○所得に関する書類 お勤めの方（農業者の方）/源泉徴収票、所得証明書または住民税決定通知書。自営業の方/納税証明書または確定申告書（写）。○資金用途に関する書類等 お見積書等資金用途が確認できる書類 ※お申込の際には上記以外にも必要な書類がございます。
---------------	--